

「オンライン授業システム改修業務」 仕様書

1. 調達件名

オンライン授業システム改修業務

2. 請負条件

2.1 納入期限

令和4年3月25日（金）

2.2 納入場所

放送大学学園 情報部 情報推進課

2.3 著作権の帰属

この仕様書により作成された成果物に関する所有権及び著作権は、放送大学学園（以下、「本学園」という。）に帰属するものとする。ただし、ソフトウェア及びプログラム供給業者等が著作権を有しているものについては、それぞれの供給業者等に留保され、本学園は、使用权を得ることとする。

3. 本業務の内容

本学園のオンライン授業システム（以下、「本システム」という。）は、Moodle3.9で運用されているシステムで、本学園で追加機能を開発して利用しているシステムである。本システムに対して、以下の機能の開発、ソフトウェアのインストール及び設定を行うこと。詳細は、情報推進課の担当者が指示する。

1) 活動「ページ」の最終更新日を非表示にする。

- ・活動「ページ」のデフォルト設定で、最終更新日を非表示とする設定変更を行うこと。
- ・2022年1学期用科目の活動「ページ」の最終更新日を非表示とする設定変更を行うこと。

2) 活動「課題」の学生に表示される評定画面で評定者名表示の設定変更

- ・設計書「学生から評定者名の非表示カスタマイズ設計書」の適用を削除すること。
- ・2022年1学期科目の活動「課題」の設定で、評定者名を非表示に変更すること。

3) 活動「課題」のフィードバックコメント欄の表示位置変更及び拡大

・本システムでは、活動「課題」一覧画面で、学生の提出したオンラインテキストが偶数行に表示されるように改修されている。本業務では、教員が入力するフィードバックコメントのテキストボックスの記入枠を、入力枠を拡大して、学生の提出したオンラインテキスト表示の下方に表示すること。

4) 指定する一覧画面に学生識別子を追加

・本システムでは、Moodle の追加機能として学生識別子・ハンドルネーム機能を実装している。本業務はその機能に、評定確認、活動完了画面及び小テスト評定画面の一覧画面に、学生識別子を追加し、各画面のダウンロードファイルにも、学生識別子を追加すること。

(学生識別子・ハンドルネーム機能とは、活動「課題」において学生のプライバシーを保護するため、学生名ではなく、学生識別子とハンドルネームを表示する機能)

5) 質問箱機能の追加

・本システムに質問箱機能を追加すること。

(質問箱機能とは、学生から教員に対して個別に質問を送信し教員からの回答を受ける機能及び質問・回答各送信時に、学生及び教員にメール通知受信が可能な機能)

6) 学生名をクリックした時のページ遷移の変更

・学生名をクリックした時に、Moodle の標準ではユーザプロフィール画面に遷移するが、プライバシーを保護するため本システムでは TOP ページに遷移するように改修されているが、ページの遷移を行わないようにすること。

4. 要求要件

以下に示す要求要件は、全て必須の要求要件である。記載された全ての要件を満足すること。

4.1 請負者の実績に関する事項

Moodle 3.5 又はそれ以降のバージョンの Moodle を使った、利用者数 1,000 人以上のシステムの構築及び運用業務を実施した実績をそれぞれ 3 件以上有すること。

4.2 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

請負者は現在有効なプライバシーマーク使用許諾を受けていること又はプライバシーマーク規定に準じた社内規定を有すること。社内規定の場合、その規定を本学園に提出す

ること。

請負者は現在有効な情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得していること又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証規定に準じた社内規定を有すること。社内規定の場合、その規定を本学園に提出すること。

4.3 秘密保持に関する事項

4.3.1 秘密情報

- (1) 本契約において、秘密情報とは、本契約締結日以降、本学園が請負者に開示する情報のうち、本学園が秘密情報であると指定したものを指す。
- (2) 前項に関わらず、秘密情報が、請負者により以下に該当する情報である旨を証明する通知がなされ、本学園が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当該秘密情報は秘密保持義務を負わないものとする。
 - ・既に公知、公用の情報
 - ・開示後、請負者の責めによらず公知、公用となった情報
 - ・開示を受けたときに既に請負者が知得していた情報
 - ・開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに請負者が入手した情報
 - ・請負者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報
 - ・法令により開示することが義務付けられた情報

4.3.2 秘密保持

- (1) 請負者は、本調達業務に着手する以前に秘密情報管理者を選任し、本学園に書面にて通知すること。また、秘密情報管理者が変更された場合、速やかに変更事項を書面にて通知すること。
- (2) 請負者は、本調達業務に着手する以前に秘密情報にアクセスする作業者の名簿を作成し、本学園に提出すること。また、作業者の変更が生じた場合、速やかに変更事項を書面にて提出すること。
- (3) 請負者は、本学園から開示された秘密情報を秘密として保持すること。いかなる場合も、秘密情報にアクセスする作業者の名簿に記載されていない第三者に秘密情報を開示、漏えい、公表してはならない。
- (4) 請負者は、秘密情報を秘密にしておくために合理的な安全保証の予防措置を取らなければならない。
- (5) 全ての秘密情報は本学園の所有物であり、かつ本学園の所有物のまま残ることを確認する。請負者は秘密情報についていかなる権利も有さない。
- (6) 秘密情報の目的外利用は禁止する。
- (7) 秘密情報の引渡し及び受領については、日時・種類・受取人等記録をつけること。
- (8) 秘密情報の複写については、原則禁止とする。ただし、事前に本学園の許可を得

た場合については、この限りではない。

- (9) 秘密情報の保管については、施錠管理等適切な対策を施すこと。
- (10) 秘密情報を電子データとして送受信する場合は、漏えい等の事故が発生しないように、適切な措置を講じること。
- (11) 秘密情報の紛失等の事故が発生した場合に、請負者は速やかに本学園に報告するとともに、最善の策を講じなければならない。
- (12) 請負者は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十九号)」を遵守するとともに個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)等の関連法令を遵守し、秘密情報を取り扱う業務を適正に履行すること。
- (13) 請負者は、本業務の実施にあたり本学園のセキュリティポリシーを厳守すること。セキュリティポリシーについては契約後に本学園より提供する。

4.3.3 秘密情報の返却

- (1) 請負者は、契約期間満了後、速やかに秘密情報の現物、複写、要約及び各業務につき直接発生した二次的資料を本学園に返却又は破棄し、一切のこれらの資料を保管しないものとする。本学園から提出された秘密情報等の資料を廃棄する場合は、シュレッダー等で判読できないようにしてから廃棄すること。契約期間中であっても、本学園からの要求があったときは、同様に返却又は破棄すること。
- (2) 請負者は、秘密情報を本調達範囲の業務のために使用するものとし、その他の目的及び用途で使用してはならない。
- (3) (1)の規定に関わらず、本学園の指示又は承諾がある場合、認められた範囲と期間に限り、請負者は資料を保管できるものとする。

5. 納品物

システム開発の成果物であるソースコードおよびドキュメントをメディア (CD-R または DVD-R) で1部納品すること。

6. その他

6.1 契約不適合

契約不適合期間は検収から1年間とする。この期間中に発生したバグの修正等、不具合が生じた場合は請負者の責任において無償で対応を行うこと。

6.2 再委託

本業務の請負者は、第三者に対して、一括して業務の全部を請け負わせたり再委託をしたりしてはならない。本業務の請負者が第三者に対して本業務の一部を請け負わせたり再

委託したりする場合、あらかじめ所定の事項について本学園へ申請を行った上で承諾を得なければならない。

6.3 疑義

本仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、本学園、請負者双方が協議して決定するものとする。